

東金市障がい者計画等の策定

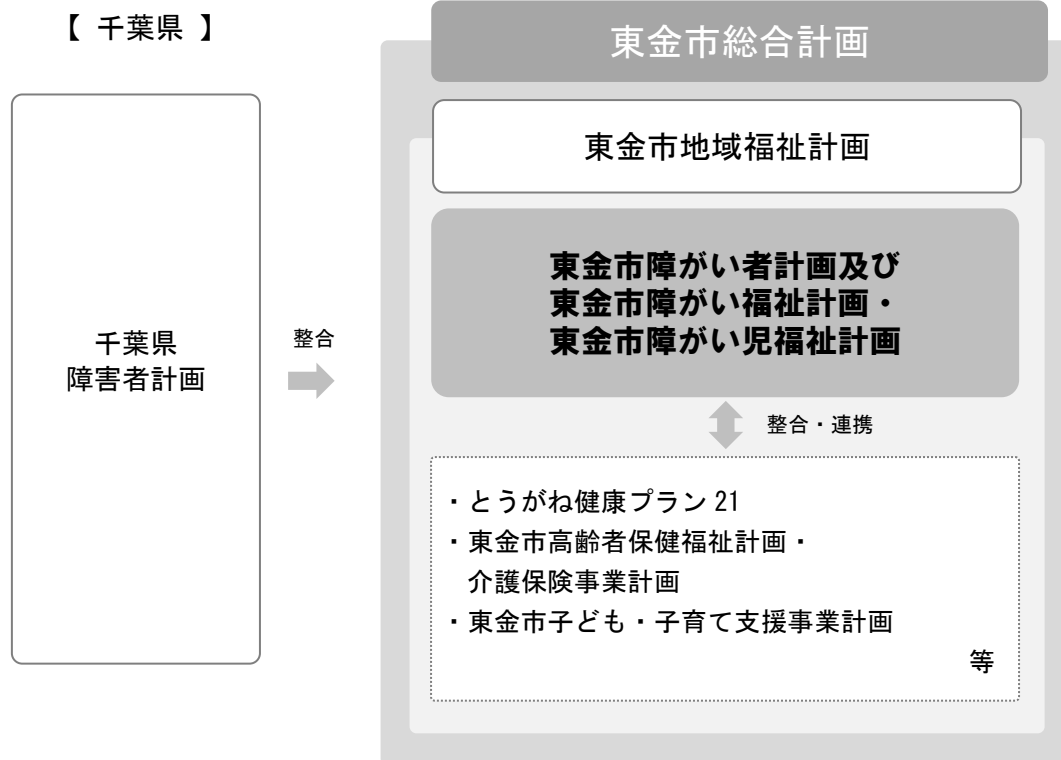
1 東金市障がい者計画等の位置づけ

「障がい者計画」とは、障害者基本法に規定される基本計画であり、障がい者施策についての基本方向を示し、実効ある施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

また、「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」は、障害者総合福祉法及び児童福祉法に規定された計画で、障害者福祉サービスの提供体制を確保するため、障害福祉サービス等の必要見込み量等を示すものです。

今回第3次東金市障がい者計画は、「障がい者計画」と「障がい福祉計画および障がい児福祉計画」を合わせて策定するものです。

本計画は、障害者基本法に基づく国の第4次障害者基本計画(内閣府)、千葉県障害者計画や障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく基本指針に即しつつ、市の総合計画、地域福祉計画との連携や整合を図りながら策定します。



2 計画の概要

(1) 計画策定の目的

障がい者を取り巻く環境は、保健福祉医療など制度の変化とともに、障がいのある人の高齢化や介護者の高齢化や、景気低迷による雇用の問題、地域での生活への移行、発達障害など、新たに取り組むべき課題が表面化しています。

このため、現行計画を点検し、これからの東金市の障がい者施策の方向を示す計画として、「東金市第3次障がい計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定します。

(2) 計画期間

現行計画を令和2年度中に見直し、第3次障がい者計画は令和3年度から令和11年度までを計画期間とします。

